

島田市総合計画の策定等に関する条例（案）への御意見に対する市の考え方

箇所	条例（案）に対する御意見	御意見に対する市の考え方
全体	<p>条例は、法律ですから規定に制約され仕方ないところですが、市民が関心を持って読み、親しみを感じさせるためには、難しいところをできる限り平易にやさしく表現することや、回りくどさを回避することも大事であると思います。そういう観点から以下意見を申し述べます。</p>	<p>条例を制定する際には、法令解釈に疑義が生じないように、他の条例の文章表現、用字、用語等との整合を図る必要があることから、市民の皆様が、日頃お使いになっている表現と異なることをご了承ください。</p> <p>ただ、可能な範囲で、分かりやすい表現に努めます。</p>
第1条	<p>「この条例は、まちづくりの基本的な方向を示し、本市のさらなる発展及び住民福祉のより一層の向上を図ることを目的に、総合的かつ計画的な市政運営における指針である島田市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定等に関し、必要な事項を定めるものとする。」に変更されたい。</p>	<p>第1条は、総合計画の「序論 第1章総合計画について 1計画策定の目的」との整合を図ることが妥当であると考え、当該後段部分を引用しています。</p> <p>したがって、条文の変更は考えておりません。</p>
第2条	<p>次の各号に掲げる用語の意義を定める。＜条文の平易化＞</p>	<p>全体の御意見に対する市の考え方の理由から、御意見のような変更は困難です。</p>
	<p>「(2)基本計画 基本構想に基づき、必要な施策を体系化し、個々の施策を計画的に進めていくための具体的な指針をいう。社会経済環境の変化等に的確に対応できるよう、計画期間を前期及び後期に分割し、平成26年度後期分より各期4年とする。」に変更されたい。</p>	<p>御提案の内容を参考に、計画期間を定めていくことを検討します。</p>
	<p>「(3)実施計画 基本計画で明らかにされた個々の施策の実効性を確保する予算編成の具体的な指針をいう。計画期間を3年とし、毎年ローリング方式により見直す。」に変更されたい。</p>	<p>同上</p>
第6条	<p>総合計画に含まれる実施計画について、検証はどのようにするのか。</p>	<p>制度の改正や情勢の変化等に伴い、事業の追加や変更、廃止が余儀なくされる場合があります。</p> <p>また、実施計画が個別具体の事業を掲載していることに加え、予算編成の指針となっていることから、予算編成において市議会の議決を要することになります。</p>
第7条	<p>各施策分野の基本計画は、総合計画の下に位置づけられるものであり、その立案・変更に当たっては、総合計画との整合を求められ、今回条例の中に挿入された事は誠に結構ですが、是非チェック体制を確立して、整合洩れの無いようお願い致します。現計画の中に一部チェック漏れが見受けられます。＜要望＞</p>	<p>後期基本計画の策定にあたり、基本構想との整合を図ることは言うまでもありませんが、基本計画を具体的に実施する実施計画では、進捗管理を行うことで基本計画との整合を図るよう努めます。</p>
第8条	<p>「第8条 市長は総合計画の前期及び後期について各期毎の成果を報告するものとする。また、各年度末においては進捗の確認を行うものとする。」を追加されたい。</p>	<p>後期基本計画の策定にあたり、当該計画の進行管理を実施していく予定ですので、御提案の条文を規定することを検討します。</p>

第9条	第8条の追加により第8条を第9条に変更されたい。	上記の検討に基づき変更を検討します。
附則2	<p>■余りにも条文が一文で長すぎ何を書いているのか分からない。 次の計画は、それぞれこの条例の規定により策定された計画とみなす。</p> <p>(1)この条例の施行の日の前日までに、地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）の規定による改正前の地方自治法第2条第4項の規定により議会の議決を経て策定された基本構想</p> <p>(2)島田市基本計画の議決に関する条例（平成21年島田市条例第2号）第2条の規定により議会の議決を経て策定された基本計画及び当該基本計画に基づき策定された実施計画（島田市総合計画審議会条例の一部改正）＜条文の箇条書き化＞</p> <p>注）もし、(1)の、“この条例の施行の日の……” が(2)号にもかかるようでしたら、条文を続ける。</p> <p>「2 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは市の独自の判断に委ねられたことにより、新たに制定する。」を追加されたい。</p> <p>さらに、「3 この条例の施行の日の前日までに地方自治法の一部改正する法律（平成23年法律第35号）の規定による改正前に島田市基本計画の議決に関する条例（平成21年島田市条例第2号）第2条の規定により議会の議決を経て策定された基本計画及び当該基本計画に基づき策定された実施計画は、それぞれこの条例の規定により策定された基本構想、基本計画及び実施計画とみなす。」に変更されたい。</p>	<p>この附則は、すでに策定されている基本構想と基本計画及び実施計画を、今回制定しようとする条例の規定により策定されたものとみなす規定です。</p> <p>したがって、御意見のように「次の計画…」とすると、計画のみの対比にしかありません。</p> <p>このことから、「次の基本構想…」または「次の基本計画…」として基本構想、基本計画及び実施計画ごとに箇条書きにすることは可能ですが、現在、島田市の条例で、このような規定の条文は、条例（案）のように作成していますので、他の条例との整合を図る意味からも、条文の変更は考えておりません。</p> <p>御指摘のとおり、地方自治法に基づく基本構想の策定根拠が消滅しましたが、この条例を定める最大の理由は、総合計画が「市政運営の指針」となり、かつ「自治体の最上位計画」であることに加え、「市民意見が反映された計画」であるという性格から、その策定根拠を規定するとともに、議会の議決を規定するものです。</p> <p>したがって、地方自治法に基づき、基本構想の法的策定義務が消滅したことを、この条例に明示することは考えていません。</p> <p>また、上記の理由により、条例案の附則2の変更も必要ないと考えます。</p>
附則3	<p>「(2) 前1号に定める総合計画に基づく基本計画の策定又は変更に関すること。」及び</p> <p>「(3) 前2号に定めるもののほか、総合計画に関し市長が必要と認める事項」に変更されたい。</p>	<p>この条例の制定に伴い、関連する「島田市総合計画審議会条例」の改正が必要となる旨の附則であることから、通常の改正文の形式により表記することとなります。現在、島田市の条例で、このような規定の条文は、条例（案）のように作成していますので、他の条例との整合を図ることからも、条文の変更は考えておりません。</p>